

# 令和7年国勢調査の概要

## 1 調査の目的

統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として、人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的とする。

なお、大正9年(1920年)の開始以降原則5年ごとに実施されており、令和7年調査はその22回目に当たる。

## 2 調査の期日

令和7年10月1日(水)午前零時現在とする。

## 3 調査の対象

調査期日に県内に常住する者とする。(外国人を含む。)

全世帯：約 32 万世帯      全世帯員：約 78 万人

## 4 調査項目 (17 項目)

### (1) 世帯に関する事項

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 世帯の種類 | ③ 住居の種類  |
| ② 世帯員の数 | ④ 住宅の建て方 |

### (2) 世帯員に関する事項

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 氏名            | ⑧ 5年前の住居の所在地       |
| ② 男女の別          | ⑨ 就業状態             |
| ③ 世帯主との続柄       | ⑩ 従業地又は通学地         |
| ④ 出生の年月         | ⑪ 勤めか自営化の別         |
| ⑤ 配偶の関係         | ⑫ 所属の事業所の名称及び事業の内容 |
| ⑥ 国籍            | ⑬ 仕事の内容            |
| ⑦ 現在の住居における居住期間 |                    |

## 5 調査の系統

総務省(統計局)－県－市町(20市町)－指導員(約600人)－調査員(約4,400人)

## 6 調査方法

調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯から調査員又は市町に調査票を提出することにより行う。

なお、調査票の回収は次のいずれかを世帯が選択する方法とする。

- (1) オンライン回答
- (2) 調査員による回収(任意封入提出方式)
- (3) 郵送提出による回収

※ 調査書類の配布期間：9月20日(土)～9月30日(火)

オンライン回答期間：9月20日(土)～10月8日(水)

調査票の回収期間：10月1日(水)～10月8日(水)

## 7 報告の方法

報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査票を提出することにより行う。

## 8 結果の利用

- (1) 法定人口としての利用

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

- (2) 行政施策の基礎資料としての利用

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

- (3) 各種標本調査の抽出フレームとしての利用

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

- (4) 教育、民間などの広範な分野で利用

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等